



競争を強め 子どもと学校を ランクづけ

文部科学省は改悪教育基本法の具体化の一つとして、小学校6年生と中学校3年生を対象（全国で240万人）にして、4月24日に全国一斉学力テストの実施を予定しています。

また、全国一斉学力テストでは、児童や生徒へのアンケート形式の「予備調査」として家庭での様子やプライバシーに関する個人情報についてたずねています。そして、文部科学省は全国一斉学力テストに関わる実施マニュアル、問題・解答用紙、回収、分析などを企業に丸投げしています。企業の利潤追求に利用され、企業と国で子どもの個人情報は握りほうだいでは大きな問題です。

「予備調査」の内容の一例

- 朝食を毎日食べているか
 - 1日あたりどのくらいの時間テレビを見ているか
 - 家に本が何冊くらいあるか
 - 1週間に何日塾に通っているか
 - 家にコンピュータがあるか
 - 家の人は、学校の行事によく来るか

市町村の教育委員会が決めます。実際、愛知県犬山市の教育委員会は「市の教育理念とあいいいれない」として不参加の決定をしました。

「教育格差を生む」と犬山市が不参加

「教育格差を生む」と犬山市が不参加

として不参加の決定をしまし。

全国一斉学力テストの実施は各市町村の教育委員会が決めます。実際、愛知県犬山市の教育委員会は「市の教育理念」といへば

今月のキーワード

3・1 ビキニデー

アメリカは、1954年3月1日未明、太平洋マーシャル諸島のビキニ環礁で、広島型原爆の1000倍もの威力を持つ核実験(水素爆弾ラボロー)を行いました。危険区域外にいた静岡県焼津のマグロ漁船「第五福龍丸」の乗組員23人は、放射能を含んだ「死の灰」を浴びながら、帰還しました。全員が急性放射能症になり、9月には無線長の久保山愛吉さんが死亡。広島、長崎に続く核兵器被害に日本中に怒りの世論がおこり、原水爆禁止運動の出発点になりました。

**国民が望んでもいないのに
法案ゴリ押しの安倍内閣**

う機運が盛り上がってきたことは大変すばらしい」と語り、あらためて今国会の最重要課題に位置づけ、月中には与党単独でも衆議院を通過させようという緊迫した動きになつていま
す。また、自民党は2月28日に改憲運動推進本部を設置し、改憲世論を盛り上げる国民運動を展開し、4月には自民党主催の改憲大集会をひらくことを提起していきます。

しかし、各世論調査をみても、国民がいまの政治に望んでいるのは改憲をいそぐことではなく、格差や貧困をなくし、社会保障や暮らしの施策の充実こそとされています。改憲手続き法案（国民投票法案）が憲法9条の改悪に直結するものであり、とても容認することはできません。

内容もこんなに問題点だらけ

是が非でも改正させることを目的として、改憲派が絶対的有利になるような内容の法案です。

その大きな問題点は①最低投票率も定めず、有効投票の過半数で改正できるとしています。大事な平和憲法が、40%の投票率なら、国民の5人に1人の賛成でも改正できることになります。憲法改正のハードルがメチャ低いのです。②憲法改正の賛否を訴えるテレビ・ラジオの有料広告がまったく野放しで、財界の支援を受けて圧倒的な資金力を

もつ改憲推進派が金に糸目をつけずに改憲キャンペー
ンを展開し放題です。国民
主権、基本的人権、平和主
義の憲法がカネの力で変え
られてしまいます。③公務
員や教員の運動を制限して
います。警察や行政当局の
干渉や取り締まりで、自由
に意見を表明することもで
きません。このように、内
容も問題だらけであること
を多くの国民に早急に知ら
せていくことがたいへん重
要になっていきます。職場
で、地域で、家庭で、知ら
せていきましょう。

改憲手続き法案 (国民投票法案)を 廃案へ

憲法改悪に反対し、9条を守り
平和のために生かすことを求めます

衆議院議長 様
參議院議長 様

「戦争の放棄」を定めた日本国憲法9条は、21世紀の日本と世界の羅針盤として、国内外の人々から熱い支持を集めてきました。しかし、今、憲法9条を変え、自衛隊をアメリカ言いなりに海外で武力行使できるようにする動きが強まっています。

私たちはこのような憲法改悪の動きを受け入れることはできません。今、政治が取り組むべきことは、憲法を変えて日本を再び「戦争する国」にするのではなく、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(憲法25条)ことを実現することです。

[請願事項] 1. 憲法改悪に反対し、9条を守ることを求めます。
2. 改憲手続を法案（一国民投票法案）の廃案を求める

署名用紙はこのままコピーして活用して下さい
集まった署名は、単組・組合事務所に

憲法改悪に反対する署名にご協力ください。

葉書に名前と住所を書いて投函してください。署名された個人情報に関しては、どのような形態でも署名提出先以外の他者に提供することはありません。